

第 8 産業保安行政

日常生活や産業活動に欠かすことのできない火薬類、高圧ガス・液化石油ガス及び電気による事故や災害を未然に防止することを目的に、許可・登録、検査・指導、保安意識の啓発及び免状交付等の事務を行っている。

併せて、一般社団法人宮城県ＬＰガス協会や一般社団法人宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し、事故や災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

なお、火薬類取締法に係る許認可、検査等の事務(免状交付に係るものを除く。)権限は、「事務処理の特例に関する条例」(平成 11 年宮城県条例第 54 号。以下「特例条例」という。)に基づき、平成 14 年度から各市町村(実務は消防本部(局))に移譲され、さらに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 27 年法律第 50 号。以下「第 5 次地方分権一括法」という。)に基づき、平成 29 年度から仙台市に法定移譲された。

また、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る許認可、検査等の事務(免状交付に係るものを除く。)権限は、特例条例に基づき、平成 18 年度から仙台市に、平成 21 年度から登米市に移譲され、地方分権一括法に基づき、高圧ガス保安法については平成 30 年度、液化石油ガス法については令和 5 年度から仙台市に法定移譲された。

電気用品安全法に係る販売事業者への立入検査事務は、各市町村で行っている。

産業保安行政の体系は以下のとおりである。

＜産業保安行政体系図＞

火薬類の保安対策	指導取締り	製造・販売等の許可（猟銃等に係るものを含む）
		譲受・消費等の許可
		保安検査、立入検査（猟銃等に係るものを含む）
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		火薬類危害予防週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の認可、保安教育計画の認可
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状の交付		

高圧ガスの保安対策	指導取締り	製造・貯蔵等の許可、登録等
		保安検査、立入検査、完成検査
		高圧ガス積載車両路上取締り
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		高圧ガス保安活動促進週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の届出受理
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状等の交付（平成 18 年度より外部委託）		

電気工作物の保安確保	電気工事業者の適正な業務の確保及び工事の欠陥による災害の防止	電気工事業者の登録
		電気工事業者への立入検査
	電気工事士免状の交付（平成 18 年度より外部委託）	

電気用品の安全性確保	電気用品による危険及び障害の発生防止	電気用品販売事業者への立入検査
------------	--------------------	-----------------

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表 1－1、1－2 のとおりである。

表 1－1 火薬類事業所数等【市町村長に権限移譲】 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

	製造業者（煙火類）			販売業者									火薬庫									庫外貯蔵所			
	打上仕掛	玩具	打上仕掛・玩具兼業者	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	玩具	導火線	水雷	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
県 合計	3	0	0	1	5	2	6	5	0	3	12	34	15	0	2	2	9	1	0	0	29	16	0	0	12

※ 1 販売業者の A、B、C、D、E、F、G、H 欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※ 2 1 級～3 級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1 級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2 級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3 級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

※ 3 指定都市については平成 29 年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

表 1－2 猟銃等製造販売事業所数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

事業所区分	事業所数
製 造	0
製造・販売	5
販 売	3
計	8

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく令和5年度の許可件数は、表2-1、表2-2のとおりである。

表2-1 火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】（令和5年度）

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	1	火薬庫外貯蔵所指示	13
火薬庫設置許可 (移転・構造設備変更含)	0	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	4	保安教育計画認可	5
火薬類譲受許可	100	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可(煙火)	93	火薬庫完成検査 (移転・構造設備変更含)	0
火薬類消費許可(煙火以外)	100		

※指定都市については平成29年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

表2-2 猟銃等許可件数（令和5年度）

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転を含む)	0
猟銃等販売許可(移転を含む)	0

(4) 免状の交付

令和5年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表3のとおりである。

表3 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付件数（令和5年度）

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	43	2	3	48
乙種取扱保安責任者	5	4	1	10
丙種製造保安責任者	2	0	0	2
計	50	6	4	60

甲種取扱 … 火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所（発破現場など）において火薬類を消費する際に、法の規定に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱 … 甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量（乙種は年間に20t未満に限定）又は消費合計量（乙種は1ヶ月に1t未満に限定）により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造 … 煙火等の製造数量が1日300kg未満の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

(5) 立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合して

いるかについて保安検査を行っている。

令和５年度に実施した検査件数は、表４のとおりである。

表４ 火薬類保安検査等実施件数【市町村に権限委譲】（令和５年度）

検査区分	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	3	26	32	124	32	217
保安検査	3	25	1	9	2	40

※指定都市については平成２９年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

また、猟銃等製造販売事業者のすべてに対し、銃の適正な保管管理及び取扱いの状況を確認するため、立入検査を行っている。

（６）各種講習会の実施状況

（一社）宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。令和５年度の実施状況は、表５のとおりである。

表５ 講習会受講者数（令和５年度）

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会（保安責任者等）	7	437
発破技術講習会	1	109
計	8	546

（７）火薬類事故の発生状況

平成３０年からの火薬類による事故の発生状況は、表６のとおりである。

表６ 火薬類事故関係発生状況（経年変化）

年次 区分	平成３０年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
件数	2	3	2	0	2	2
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	1	2	1	0	1	0

２ 高圧ガス保安

（１）高圧ガス規制の目的

高圧ガスは、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製造、販売、貯蔵、消費等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

（２）高圧ガス関係事業所（製造、販売、貯蔵、消費）の現状（登米市分を含む）

「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可及び届出事業所数は表7、ガスの種類別高圧ガス製造事業所数は表8のとおりである。なお、高圧ガス保安法に係る事務は平成30年度から指定都市に法定移譲されたため、仙台市消防局管内の実績は含まない。

表7 高圧ガス関係事業所数 (令和6年3月31日現在)

製造事業所											
第一種					第二種					コンビ則	計
一般 高圧 ガス①	液化 石油 ガス②	①② 適用	冷凍	計	一般 高圧 ガス①	液化 石油 ガス②	①② 適用	冷凍	計		
93	49	2	78	222	210	5	0	1,086	1,301	3	1,526

販売事業所					貯蔵所								
高圧ガス保安法			液化石油ガス法		第一種				第二種				貯蔵所 計
一般 高圧 ガス ①	液化 石油 ガス ②	① ② 適用	販売 事業 者数	特定 供給設備	一般 高圧ガス	液化 石油ガス	①② 適用	計	一般 高圧ガス	液化 石油ガス	①② 適用	計	
507	231	12	334	28	42	40	2	84	132	16	3	151	235

特定消費事業所				容器 検査所
一般 高圧ガス	液化 石油ガス	①②適用	計	
56	36	2	94	12

表8 ガスの種類別高圧ガス製造事業所数

(1) 一般高圧ガス関係 (令和6年3月31日現在)

区分 ガスの種類	第一種	第二種
空気	12	39
酸素	32	49
アセチレン	1	0
窒素	56	70
水素	7	0
炭酸ガス	38	10
フロンガス	4	19

(2) 冷凍関係 (令和6年3月31日現在)

区分 ガスの種類	第一種	第二種
フルオロカーボン	56	968
アンモニア	22	113
二酸化炭素	0	5
計	78	1,086

(注) 同一事業所で2種類の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(3) 高圧ガス関係許可・届出件数

(登米市分を含む。液石法の保安機関のみ仙台市分も含む。)

令和5年度における「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可・届出件数は表9のとおりである。

表9 高圧ガス関係許可・届出件数 (令和5年度)

許可等区分 ガス区分		許可				登録・認定・届出								
		製造		貯蔵		製造		貯蔵		特定消費		販売	保安機関	
		新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	新規	更新
一般高圧ガス		1	20	1	4	10	5	11	5	4	8	9	-	-
冷凍		2	3	-	-	19	14	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス	高保法	0	15	3	3	0	0	2	0	2	3	0	-	-
	液石法	5※	1※	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	134
コンビ則		0	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		8	56	4	7	29	19	13	5	6	11	9	2	134

※充てん設備の実績を示す。

(4) 免状の交付

令和5年度の高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者等に係る免状の交付件数は、表10のとおりである。

表10 免状交付件数 (令和5年度)

免状の種類	乙種 化学	乙種 機械	丙種化学		冷凍機械		販売主任者		液化石油 ガス設備士
			液石	特別	第2種	第3種	第1種	第2種	
交付件数	17	33	39	48	10	79	30	119	80

(5) 立入検査等(登米市分を含む。販売所の液石法のみ仙台市分も含む。)

イ 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可を受けた事業所は、完成検査又は使用前検査に合格した後でなければ、施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく検査を適宜行っている。

ロ 第1種製造事業所について、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて検査するため、定期的に保安検査を行っている。

ハ 災害の発生防止のため、製造、販売事業所に対して毎年度立入検査を実施し帳簿書類を検査している。

ニ 高圧ガス運搬車両については毎年度関係機関と協力の上、取締・指導を行っている。
令和5年度に実施した検査件数は表11のとおりである。

表 11 保安検査等実施件数 (令和 5 年度)

事業所区分			検査区分	保安検査	完成検査	立入検査	移動車両 検査
製造所	一般高圧ガス		16	13	38	－	
	冷凍		1	0	5	－	
	液化石油ガス	高保法	1	12	21	－	
		液石法※	4	5	14	－	
	コンビ則		－	2	4	－	
販売所	一般高圧ガス		－	－	3	－	
	液化石油ガス	高保法	－	－	0	－	
		液石法	－	－	106	－	
貯蔵所			－	10	36	－	
移動車両	タンクローリー		－	－	－	11	
	バラ積み		－	－	－	18	
容器検査所			－	－	4	－	
消費場所		特定消費	－	－	29	－	
		その他	－	－	0	－	
その他			－	－	0	－	
計			22	42	260	29	

※充てん設備の実績を示す。

(6) 各種講習会の実施状況

例年、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく設備基準等の徹底と自主保安の確立による災害防止を図るため、各種講習会を実施しており、令和 5 年度の実施状況は、表 12 のとおりである。

表 12 講習会受講者数 (令和 5 年度)

講習会種類	実施回数	受講者数
高圧ガス製造事業所等関係	2	30
液化石油ガス販売事業関係	6	508
計	8	538

(7) 高圧ガス事故の発生状況

高圧ガス関係の事故発生状況は表 13 のとおりであり、令和 5 年の事故件数は 13 件であった。令和 5 年に発生した事故の概要は、表 14、表 15 のとおりである。

なお、液化石油ガスの区分において、一般消費者に係る事故の件数等は、括弧内の数値で示した。

表 13 高圧ガス事故関係発生状況（経年変化）

区分 \ 年次		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
液化石油 ガス	件数	10 (4)	8 (3)	7 (4)	10 (6)	8 (5)	7 (5)	5 (3)	7 (5)	7 (6)	3 (1)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	5 (3)	3 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
一般高圧 ガス	件数	3	7	5	2	3	4	4	4	2	5
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
冷凍	件数	7	4	6	0	1	1	1	1	0	5
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	20 (4)	19 (3)	18 (4)	12 (6)	12 (5)	13 (5)	10 (3)	13 (5)	9 (6)	13 (1)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	5 (3)	4 (0)	2 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)

表 14 令和 5 年 高圧ガス事故（主なもの）

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	ガスの種類 災害現象	事 故 原 因	事故概要
1	4. 25	多賀城市 高圧ガス事業所	— C 2 級	液化窒素 漏えい	疲労破壊	液化窒素移動式製造設備の始業点検中、操作室内から窒素ガスが漏えいする音を聞いたため、発砲水にて確認したところ、ポンプ吸入側フレキシブルチューブのブレード内部より発泡が見られたことから、直ちに元弁を閉めて漏えいを止めたもの。
2	10. 25	石巻市 高圧ガス事業所	— C 2 級	アンモニア 漏えい	管理不良	漏えい検知器が作動し、調査したところ、配管腐食によるピンホールからアンモニアが漏えいしていたもの。

表 15 令和 5 年 液化石油ガス一般消費者等事故（主なもの）

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	災害現象 安全装置等の 状況	事 故 原 因	事故概要
1	6. 9	大崎市 一般消費者	— C 2 級	盗難	管理不良	一般消費者の死亡により、令和 5 年 1 月にガス供給を休止とし、メーターを閉止していたが、相続人から建物を解体するため充てん容器及び供給設備を撤去するよう依頼があったことから、現地を訪問したところ、ガスボンベ（20Kg × 2 本）、ガスメーター、調整器が取り外され無くなっていたもの。

3 電気工事等保安

（１）電気工事等規制の目的

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」、「電気用品安全法」及び「電気工事士法」に基づき、電気工事業者の登録、電気用品販売業者の立入検査及び電気工事士免状交付を行うことにより、電気工作物の保安を確保し、粗悪な電気用品による事故を防止するとともに、電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与することを目的としている。

（２）電気関係事業者等の現状

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく、県内の登録（みなし登録）電気工事業者、通知（みなし通知）電気工事業者数は、表 16 のとおりである。

表 16 電気関係事業者の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	令和 5 年度 登録数	累計 事業者数	累計 営業所数
登録電気 工事業者	89	903	904
みなし登録 電気工事業者	35	980	994
通知電気 工事業者	0	1	1
みなし通知 電気工事業者	1	9	9

（３）免状の交付

「電気工事士法」に基づく第一種及び第二種電気工事士免状交付の状況は、表 17 のとおりである。

表 17 免状交付状況（令和５年度）

免状の種類	交付件数				計
	試験合格者	認定者	講習修了者	養成施設修了者	
第一種電気工事士	231	11	0	—	242
第二種電気工事士	1,396	0	—	13	1,409
計	1,627	11	0	13	1,381

（４）立入検査等

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売業者に対する令和５年度の立入検査件数は、表 18、19 のとおりである。

表 18 電気工事業者立入検査等実施状況（令和５年度）

種別	登録事業者	みなし登録事業者	通知事業者	みなし通知事業者
立入件数	94	94	—	2

表 19 電気用品販売事業者立入検査状況 16 店舗（令和５年度）

電気用品の区分	具体的な電気用品名	検査機種数
電熱器具	電気がまなど	0
電動応用機械器具	電気除湿機など	0
光源及び光源応用機械器具	エル・イー・ディー・ランプなど	72
電子応用機械器具	ブルーレイレコーダーなど	0
交流用電気機械器具	直流電源装置など	3
リチウムイオン蓄電池	モバイルバッテリーなど	21
合 計		96

※ 電気用品の販売の事業に係る立入検査は、電気用品安全法施行令により都道府県又は市が処理する事務とされているが、宮城県では、特例条例により町村に権限移譲している。上記表の件数は、市が行ったものは含まれていない。